

<b>建設技術審査証明事業(建築技術) 業務手数料規程</b>		頁 No. 1 / 3
		BTRI-M203-05
平成16年 8月17日制定	平成25年 12月 5日改訂	平成25年 12月 5日施行

**(趣旨)**

第1条 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程（以下「業務規程」という。）第31条に基づき、財団が実施する審査証明業務に係る手数料（以下「審査証明手数料等」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

**(審査証明手数料等)**

第2条 財団は、審査証明の依頼を引き受けたときは、依頼の種類に応じ、下表に掲げる「手数料」の額に消費税を加えた額の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼の種類	開発目標数	手数料（消費税別）
新規の審査証明 (業務規程第12条第3項)	2以下	2,300,000円
	3以上5以下	2,700,000円
	6以上	3,100,000円
審査証明の変更 (業務規程第20条第2号)	2以下	1,300,000円
	3以上5以下	1,500,000円
	6以上	1,700,000円
軽微な変更 (業務規程第20条第1号)	—	100,000円 (ただし、依頼者の代表者名及び所在地の変更に限った場合、30,000円)
更新 (業務規程第21条)	—	600,000円
再交付 (業務規程第22条)	—	30,000円

2 依頼者が複数社の場合は、内容に応じ別途算定した金額とする。

**(審査証明手数料等の加算)**

第3条 財団は、下表のいずれかに該当する場合は、右欄に定める「加算額」に消費税を加えた額の請求書を、前条第1項の請求書とは別に依頼者に対して発行する。

<b>建設技術審査証明事業(建築技術) 業務手数料規程</b>		頁 No. 2/3
		BTRI-M203-05
平成16年 8月17日制定	平成25年 12月 5日改訂	平成25年 12月 5日施行

手数料の加算が発生する場合			加算額 (消費税別)
専門委員会 開催回数	新規	専門委員会の開催回数が6回以上の場合	200,000円 (1開催ごと)
	変更	専門委員会の開催回数が4回以上の場合	
	更新	専門委員会の開催回数が2回以上の場合	
開発目標の 変更	業務規程第17条の規程より開催目標の変更を行い、変更後の開発目標の項目数が増えた場合		第2条審査証明手数料の差額 (変更後－変更前)
現場調査	業務規程第14条第2項及び第21条第4項に基づいて現場調査等を行った場合(東京から概ね50kmを超える場所で行われる場合に限る)		当該現地調査に要した額
小冊子の増 刷等	業務規程第25条第2項の規程により小冊子の増刷等を行う場合		当該小冊子の増刷等に要した額
軽微変更の 小冊子作成	軽微な変更において、小冊子の作成等を希望する場合		当該小冊子作成等に要した額

#### (その他の経費)

第4条 前2条の規定にかかわらず、財団は依頼者と協議して必要となった経費について、請求することができる。

#### (審査証明手数料等の減額)

第5条 審査証明業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、第2条及び第3条に掲げる金額を減額して適用することができるものとする。

#### (審査証明手数料等の支払い)

第6条 審査証明手数料等の納入は、財団の指定する金融機関への振り込みによるものとする。

2 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

3 前2項の納入に要する手数料は、依頼者の負担とする。

#### (審査証明手数料等の還付)

第7条 財団は、業務規程第32条第1項の規程に基づく手数料の還付は、200,000円の還付金を依頼者の指定する金融機関へ振り込むことにより行う。

2 前項にかかわらず、依頼者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

3 前2項の還付に要する手数料は、財団の負担とする。

建設技術審査証明事業(建築技術) 業務手数料規程		頁 No. 3/3
		BTRI-M203-05
平成16年 8月17日制定	平成25年 12月 5日改訂	平成25年 12月 5日施行

<消費税に関する取り扱い>

平成 26 年 3 月 31 日までに審査を終了する案件には 5%の、同年 4 月 1 日以降に審査を終了する案件には 8%の消費税が適用されます。なお、同年 4 月 1 日以降に審査終了予定の案件が、同年 3 月 31 日以前に審査終了した場合には、消費税の差額 3%分を返金いたします。

附 則 本規程は平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

附 則 本規程は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則 本規程は平成 19 年 5 月 7 日より施行する。

附 則 本規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 本規程は平成 25 年 12 月 5 日より施行する。